

建築物省エネ法（仕様基準により確認申請内で審査するもの）の確認申請手数料一覧

令和7年4月1日施行

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位
				確認申請	計画変更	
一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）			仕様基準	13,000	6,000	戸
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸の部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1		13,000	6,000	件
		2 以上 ～ 5 以下		25,000	12,000	
		6 以上 ～ 10 以下		34,000	17,000	
		11 以上 ～ 25 以下		45,000	22,000	
		26 以上 ～ 50 以下		63,000	31,000	
		51 以上 ～ 100 以下		82,000	41,000	
		101 以上 ～ 200 以下		103,000	51,000	
		201 以上 ～ 300 以下		137,000	68,000	
		301 以上		169,000	84,000	

※ 省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料（又は計画変更手数料）に上乗せして申請してください。

※ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。